



「複写」された古文書

「式書」にかける井伊直幸の思い

写真の古文書をご覧ください。上下の2通は筆跡や字の大きさは異なりますが、同じ内容が記されています。



同じ内容の2通の式書（上が彦根保管分、下が江戸保管分）

内容の違う点は、袋の左端に記された「此留江戸にも有り」「此留彦根にも有り」といった表現です。この表記から、2通は同一物を江戸と彦根に分けて置いていたものとわかります。

これと同様の形式で、袋に入り、袋の上に「江戸（彦根）にもあり」といった表記があるものは「式書」と呼ばれ、江戸時代中期から幕末までの数百点が『彦根藩井伊家文書（彦根城博物館所蔵）』にまとまって残っています。いずれも、井伊家の当主が江戸城などで儀礼に参加したり、將軍に命じられた勤めを果たした際の行為を記録したもので、移動経路や着座の位置まで詳細に記されています。

式書をつくり始めたのは宝暦13年（1763）ころと考えられます。その4年後に式書を貸した相手に「（式書は）大切の留書なので、出火の節の用心のため2通を作成して江戸と在所（彦根）との両方に置いている」と伝えた記録があり、火事で焼失することを避けるため、当初から2通を作成して別々に保管していたことがわかります。

今では、書類の複写は電子コピー機などで簡易にできますが、江戸時代はすべて手書きでの筆写です。当時は紙も貴重なため、写す書類は厳選されたはずで、彦根藩の役所で作成された書類のうち、写しが残っている史料はごく限られています。原本が手許から離れる

書類の控えをとることはありますが、紛失に備えて予備を作った例はほかに見あたりません。式書の記録は特別なものと考えられていたようです。

では、式書はどのように使われたのでしょうか。そこから式書に対する当時の考えを探っていきます。

当時の幕府では、儀礼をはじめ書類の提出方法などあらゆる場面で先例が重視されました。通常と異なる事柄への対処法は、先例があればそれを基準としました。また、他の大名には許されないことでも、自家の先例を示せば特別に認められる場合がありました。つまり、式書が蓄積されたのは、将来的に先例として活用するためでした。

特に、式書の作成をはじめた井伊家の当主直幸は、他大名との序列関係に高い人物でした。他の大名家ではほとんど就いたことのない地位（例えば大老職）や特権を、井伊家の先例や他大名とのバランスを訴えて手に入れていきました。式書をつくり始めたのは、直幸が獲得した井伊家独自の特権を次世代以後も保持できるようにと考えることでした。多少の労力は惜しまず、控えを作成させていたことから、直幸が式書に対して特に深い思いを抱いていたことがわかります。

実は、嘉永3年（1850）2月に江戸の火災で井伊家の上屋敷は類焼し、江戸で使っていた式書も焼失してしまいました。その後、彦根に保管していた式書を写して焼失した分を補つことができました。直幸が控えを別置しておいたおかげで、その後の井伊家ではもちろん、現代でも儀礼の詳細を知ることができるのです。

（彦根城博物館学芸員 野田浩子）

「式書」については、彦根城博物館テーマ展「譜代大名井伊家の儀礼」（6月18日～7月20日）や、最近刊行した彦根城博物館叢書第5巻の『譜代大名井伊家の儀礼』にて紹介します。